

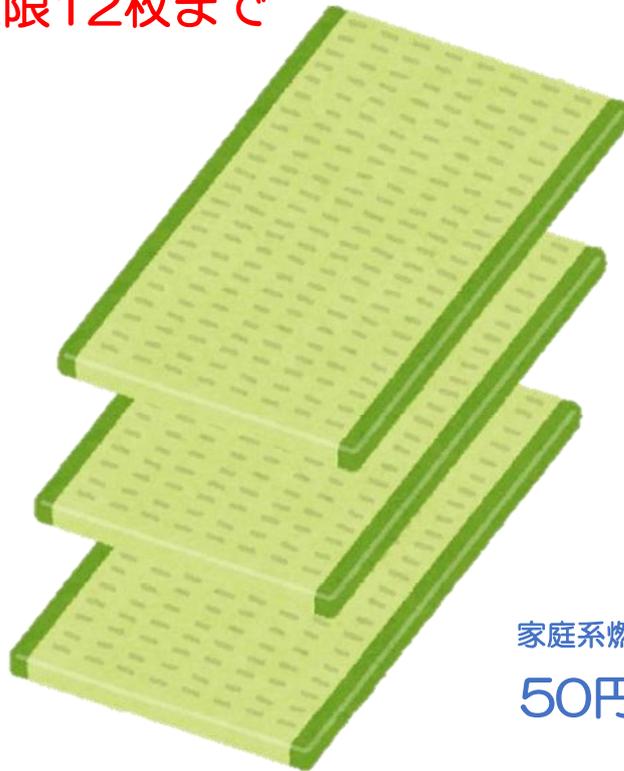
## 畳の処分について

ごみ処理施設では、畳を1枚ずつ破碎処理を施したうえで焼却処分としているため、1日で上限12枚までの数量でご協力をお願いしています。

なお、燃える粗大ごみとなるため予約申込みが必要です。ごみ処分手数料は枚数単価ではなく、家庭系燃えるごみでは10kgごとに50円となります。

リフォーム工事で発生した畳は処分することができません。

**1日上限12枚まで**



家庭系燃えるごみ

50円/10kg

※事業活動によって発生した軽量畳（発泡プラスチックが含まれるもの）は衛生センターで処分することができません。

お問い合わせ先

甲賀広域行政組合衛生センター第2施設（ごみ処理施設）

TEL 0748-62-5454 / FAX 0748-62-3661